

■はじめに

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取組を行っています。

このような取組の一環として、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業」により、市役所西側の高田北地区（西区）に消防防災センター、コミュニティホールを整備し、現在、警察署（幹部交番）、災害公営住宅の整備を進めています。併せて、高田高校東側の高田北地区（東区）には、「総合交流センター」（体育館、多目的ホール、プール等）の整備を進めています。

【これまでの経緯】

<陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）>

- ・ 平成24年8月31日 都市計画決定
陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）
- ・ 平成25年10月15日 都市計画変更
陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）
（「高田西地区」に「総合交流センター」を整備する東区を加え、「高田北地区」とした。）

（参考）

<陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）>

- ・ 平成26年5月20日 都市計画決定
陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）
- ・ 平成27年6月26日 都市計画変更
陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）

【都市計画の変更に係る住民説明会・縦覧】

<住民説明会>

平成27年12月11日(金) 場所：陸前高田市役所4号棟3階第6会議室

<都市計画の変更案の縦覧・意見書の受付>

平成27年12月14日(月)～12月28日(月)

議案

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設 (高田北地区) の変更について

1 変更の目的

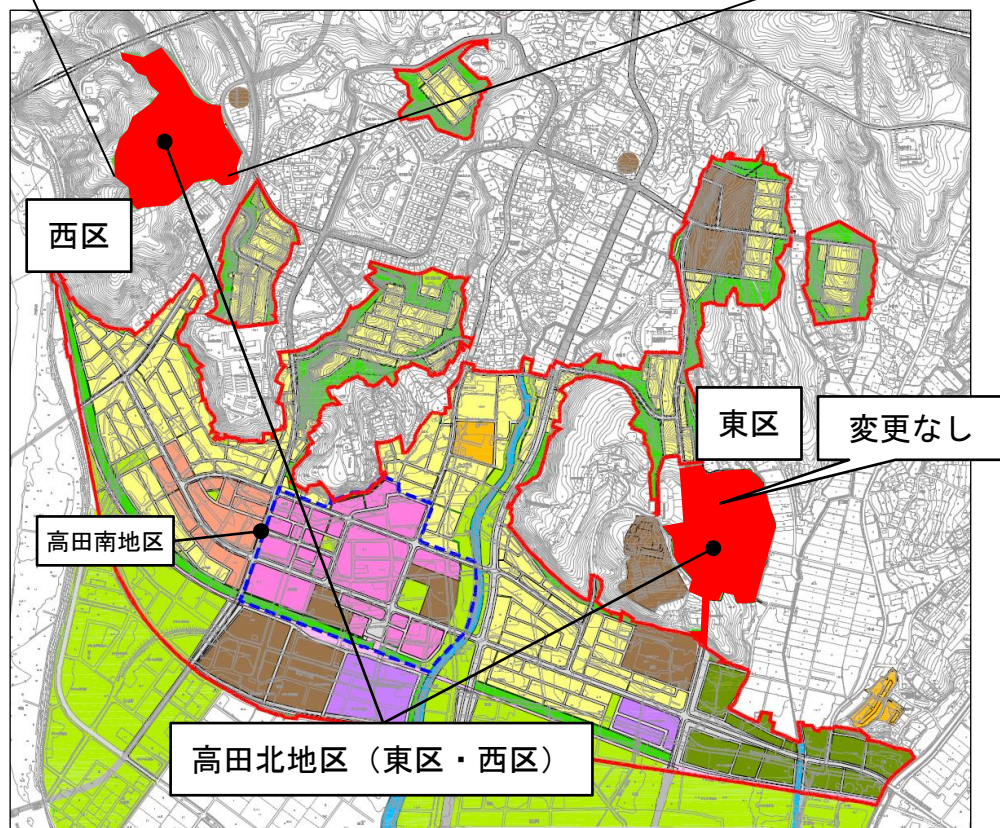
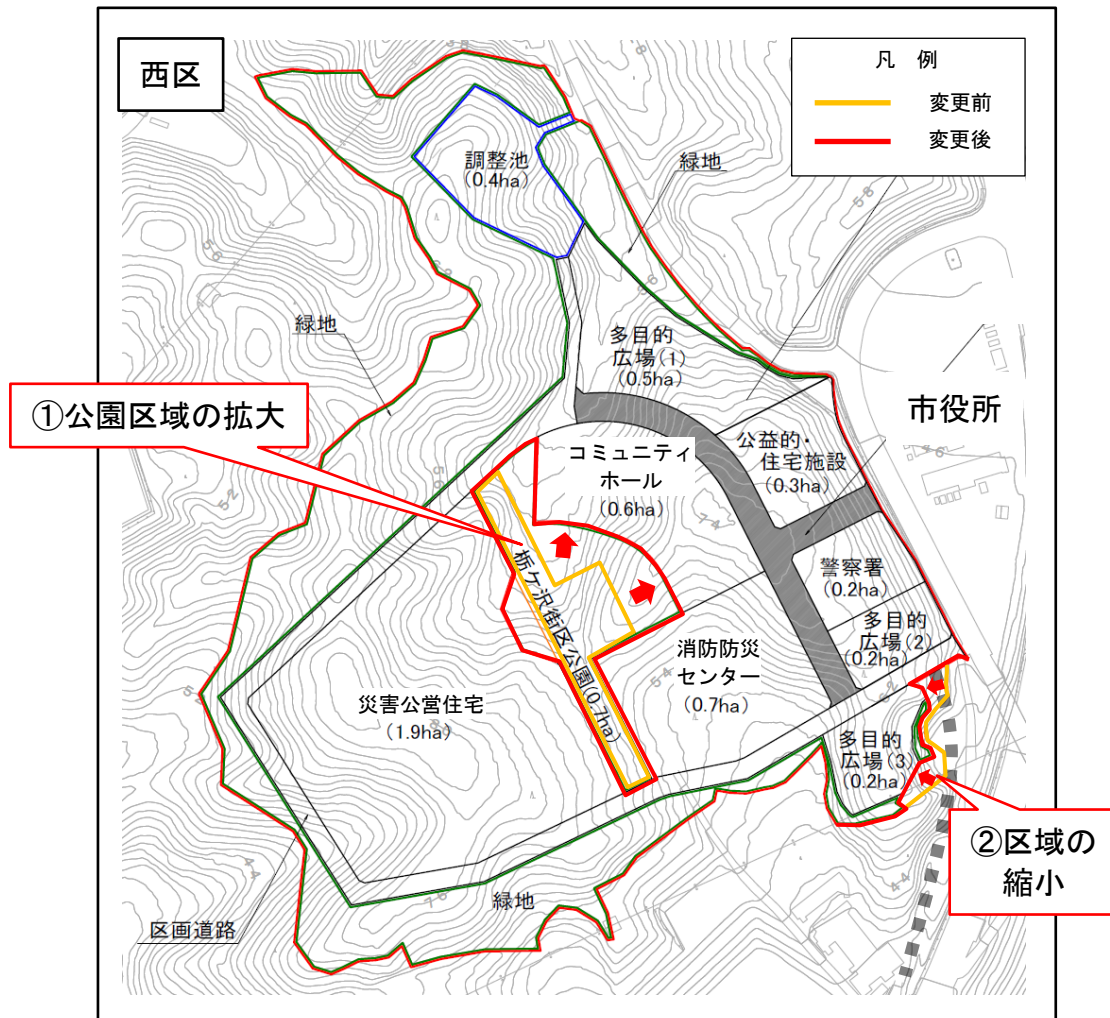
「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、津波が発生した場合においても、都市機能の維持に必要な公益的施設、住宅施設等を整備することを目的として、都市計画で定める施設です。

今回、高田北地区（西区）について、次の理由から都市計画を変更します。

- ① 公園について、コミュニティホールや災害公営住宅と一体的に整備し、利便性と機能性を高めるため、区域を拡大
- ② 国道 340 号と西区を結ぶ道路事業との調整により、全体区域を縮小（緑地等の縮小）

2 変更の内容（p3の図面を参照）

	変更前	変更後	主な施設
住宅施設	約 2.0ha	約 1.9ha	災害公営住宅
公益的施設	約 7.2ha	約 7.0ha	消防防災センター、警察署（幹部交番）、コミュニティホール等
公園及び緑地	約 0.4ha	約 0.7ha	栃ヶ沢公園等



陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）の変更
（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）を次のように変更する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）					
位 置		陸前高田市高田町字栃ヶ沢、字長砂及び字太田の各一部					
面 積		約 1 8． 7 ha					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設		約 1． 9 ha		備 考	災害公営住宅を配置する。	
	特定業務施設		—				
	公益的・住宅施設		約 0． 3 ha			商業施設を中心に、居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設、住宅等を配置する。	
	公益的施設		約 7． 0 ha			消防署、警察署、コミュニティセンター、多目的広場、防災拠点施設等を配置する。	
公 共 施 設	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考
		地区内幹線道路	（仮）高田 14－ 1 号線		14m	約 289m	
		幅員 6 ～16mの区画道路を適宜配置する。					
	公園及び緑地	種 別	名 称		面 積	備 考	
		街区公園	栃ヶ沢公園		0． 7 ha		
		住環境の保全とコミュニティ形成に配慮して、住宅用地と公益的施設用地の間に公園を配置する。 地区周辺部に森林を保全するとともに、法面緑化により緑地として整備する。また、一部の緑地について避難路を整備する。					
	その他の公共施設	下水道 ①雨水： 西区は、地区内に調整池を整備し、流出量を調整して 滝の里沢川に放流する。東区は、小泉川に放流する。 ②汚水： 陸前高田市公共下水道に接続する。					
		上水道 陸前高田市水道により区域全体に給水する。					
小 計		約 9． 5 ha					
建築物の高さの最高限度又は最低限度		3 0 m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度		2 0 ／ 1 0 以下					

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6 / 10 以下
区域並びに住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり。	
理 由 西区の析ヶ沢公園について、関連施設用地と一体的に整備を行うことで、利便性、有効性及び機能性の向上を図り、また、多目的広場と緑地の一部について、地区外で別途施工している道路整備の影響範囲を計画区域から除外するため、本案のとおり変更する。	

変 更 理 由 書

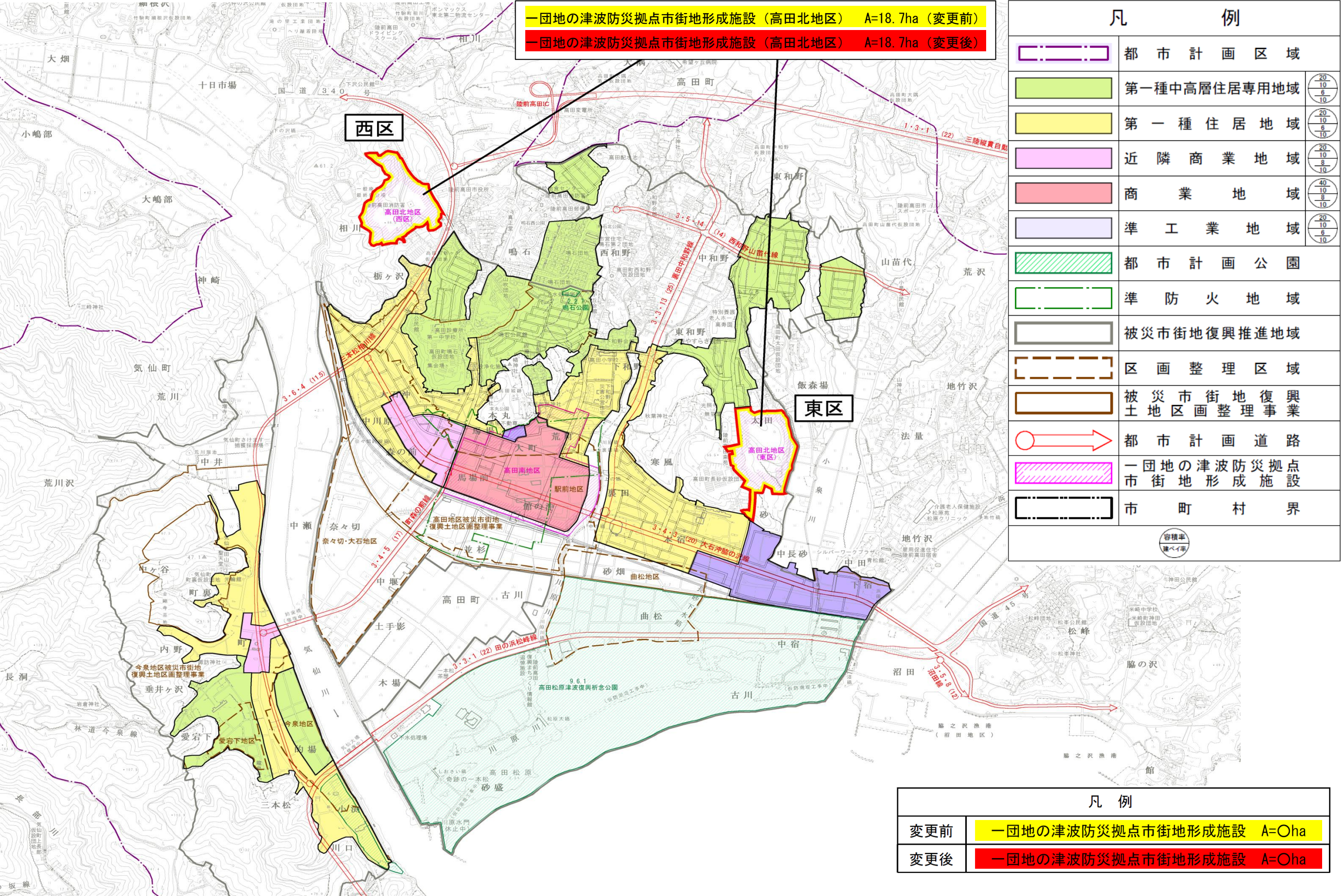
本市の中心部にあった陸前高田駅を中心とした市街地は、東日本大震災による津波被害により住宅、公益的施設、業務施設等の大部分が流失しており、早期の復興が全市的に必要となっている。このことから、今後、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる防災・居住機能を有した市街地を形成するため、平成24年8月31日に「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）」を都市計画決定した。

その後、西区の消防署等の公益的施設と東区の防災拠点施設が連携し、一団地として避難住民の受け入れや救援物資の分配を行うことにより市域全体における防災機能の強化を図るため、「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）」として、平成25年10月15日に都市計画を変更した。

今回、西区の枳ヶ沢公園について、関連施設用地と一体的に整備を行うことで利便性、有効性及び機能性の向上を図るため、面積を拡大する。また、多目的広場と緑地の一部について、地区外で別途施工している道路整備の影響範囲を区域から除外する。

以上のとおり西区の計画区域を一部変更する必要があるため、陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）を本案のとおり変更する。

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区） 総括図



陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区） 計画図

